

## 1 業務の名称

自死予防のための教材開発業務委託

## 2 現状と課題

全国の児童生徒の自死者数は、統計を取り始めた昭和 53 年以降、令和 4 年が最多の 514 人となり、令和 5 年も 513 人と高い水準で推移しています。10 代の死亡原因の第 1 位が自死であり、本県においても、毎年、児童生徒の命に関わる事案が発生し、深刻な状況が続いています。

また、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめ（令和 3 年 6 月）においても、SOS の出し方に関する教育を含む自死予防教育による援助希求的態度の育成、相談体制等の整備が今後の課題とされています。

学校においては、児童生徒から心の危機の訴えがあった際の受け止め方や対応について不安を感じている教職員もおり、専門家による児童生徒向けの講話や、教職員向けの研修等の取組を全ての学校で確実に進めていくことが必要です。

## 3 目的

本業務は、生徒、教職員、保護者が、次の力を身につけることを目的としています。

- ① 子どもが、心の危機についての正しい理解を持ち、困ったときや、苦しいときに、家族や教職員など身近な大人に援助を求めることができる。
- ② 教職員が、子どもの自死のサインに気づき、児童生徒の SOS に対して、適確に対応することができる。
- ③ 保護者や身近にいる大人が、子どもの自死のサインに気づき、児童生徒の SOS に対して、適確に対応することができる。

## 4 業務実施体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む。）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更および追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む。）を提出すること。連絡体制に変更および追加が発生した場合も同様とする。

## 5 委託業務の内容

### (1) 動画教材制作業務

## ア 尺・本数

- ① 中高生徒向け「SOSの出し方に関する教育」動画教材  
40分程度×1本
- ② 教職員向け「SOSの受け止め方」動画教材  
40分程度×1本
- ③ 保護者向け「子どものSOSへの気づきと行動」動画教材  
15分程度×1本

## イ 企画、構成

- ① 各動画教材の目的をふまえ、対象者にわかりやすい内容とすること。
- ② 各動画教材において、効果的なアニメーションを含める等、教育効果が高まる構成を検討すること。
- ③ 各動画教材は、事例型（ミニドラマ）・対話型・講義型の組合せとすること
- ④ 上記「ア」①②の動画教材について、事例型（ミニドラマ）は全体の1/3程度（3分×4本等）程度とすること。
- ⑤ 事例型（ミニドラマ）のストーリーは、仮想事例とすること。
- ⑥ 事例型（ミニドラマ）は、実写を中心とし、アニメーション、CG等を組み合わせることは問わない。
- ⑦ 上記「ア」①②の動画教材について、クイズやグループディスカッション等を入れるなど、終始視聴者の興味を引く工夫を行う。
- ⑧ 学校教育に利用することを想定した表現とすること。
- ⑨ 政治的中立性を損なう恐れがある内容を含まないこと。
- ⑩ 動画教材は、内容（ミニドラマ）や構成イメージ等企画立案し、その内容を県および三重県立こころの医療センターユース・メンタルサポートセンターMIE「以下、YMSC」と協議のうえ決定してから作成すること。

## ウ 取材、映像制作および編集等

- ① 制作する動画は、県ホームページ、YouTube等のウェブサイトで公開できる形態とすること。
- ② 動画制作には商用ソフトによる編集・制作とすること。
- ③ 使用する主言語は日本語とすること。
- ④ 解像度はフルHD以上とすること。
- ⑤ 動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、県およびYMSCの内容確認および修正指示の機会を設けること。
- ⑥ 三重県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。
- ⑦ 納品後も、軽微な編集については県と相談の上対応すること。

## エ 用途

- ① YouTubeによる公開
- ② 三重県ホームページによる公開
- ③ DVDによる上映

#### オ 動画制作に付随する連絡調整等

- ① 三重県、YMSC、その他必要な団体等と連絡調整を行い、本業務を円滑に行うこと。
- ② 画像、映像、BGM等の素材の使用に関しては、オリジナルまたはフリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払い等の手続きを受託者の負担により行うこと。
- ③ 撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整および撮影許認可等の各種手続きを行うこと。なお、県の施設を使用する場合は、県と調整すること。

#### (2) 動画教材活用資料作成業務

##### ア 作成資料

- ① 中高生徒向け「SOSの出し方に関する教育」動画教材活用資料
- ② 教職員向け「SOSの受け止め方」動画教材活用資料
- ③ 保護者向け「子どものSOSへの気づきと行動」動画教材活用資料

##### イ 企画、構成

- ① 動画教材活用資料は各動画教材のポイントをまとめた内容とし、指導案やワークシート、チェックリスト等、動画教材の効果を高める資料を含むこと。
- ② 動画教材活用資料の形式はOffice 365とあわせてPDFも用意し、枚数は指定しない。
- ③ 動画教材活用資料は、内容や構成イメージ等企画立案し、その内容を三重県およびYMSCと協議のうえ決定してから作成すること。

##### ウ 取材、資料制作および編集等

- ① 使用する主言語は日本語とすること。
- ② 内容の一切について、県およびYMSCの内容確認および修正指示の機会を設けること。
- ③ 県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。
- ④ 納品後も、軽微な編集については県と相談の上、対応すること。

##### エ 用途

- ① 県HPによる公開
- ② 各学校へのデータ送付

#### (3) デモ動画作成業務

5月末頃を目途に、先行してPR用のデモ動画60秒程度で1本作成。

#### (4) 留意事項

- ア 教材制作にあたっては、YMSCが監修を行うこととし、委託者(県担当者)と十分協議して制作し、提出すること。
- イ 動画教材は、障がいの有無や言語の違いなどにかかわらず、視聴者が理解できるよう工夫すること。

- ウ 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねたうえで実施すること。
- エ 動画の構成に必要な音源、資料等は受託者において入手すること。音源、資料等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続きも受託者において行うこと。また、受託者において入手不可能な場合は、協議のうえ、三重県が所有している資料等を可能な範囲で提供する。
- オ 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。また、電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- カ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- キ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。
- ク 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については、積極的に提案・実施すること。

## 6 委託業務期間

契約締結の日から令和7年6月20日（金）までとする。

## 7 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 三重県教育委員会事務局 生徒指導課（三重県津市広明町13番地）
- (2) 受託者の所在地
- (3) 三重県が指定した場所

## 8 報告書等および成果物の提出

### (1) 報告書等

- ア 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」（原則としてA4版・両面印刷） 1部（提出時期：委託業務完了時）
- イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1部
- ウ 必要があれば実施内容の説明資料 1部

### (2) 成果物

- ア 動画教材制作業務
  - ① ウェブアップロード用動画データ一式（MP4形式）（サムネイル画像、動画付属資料含む）
  - ② プレイヤーによる再生用DVD 160枚（DVDケースを含む）

## イ 動画教材活用資料作成業務

PDFデータとOffice 365 でデータ加工可能な形式

## ウ デモ動画作成業務

- ① ウェブアップロード用動画データ一式（MP4形式）（サムネイル画像、動画付属資料含む）
- ② プレイヤーによる再生用DVD 3枚（DVDケースを含む）

## (3) 成果品の提出期限

令和7年6月20日（金）17時まで

## (4) 納品場所

三重県教育員会事務局 生徒指導課

## 9 教材開発スケジュールイメージ

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
動画作成	コンペ および 契約	打合せ	動画作成	PRデモ動画完成	修正	使用開始

## 10 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著

作権」という。)及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

## 11 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育員会事務局 生徒指導課

担当：出口雄一・中谷洋祐

TEL：059-224-2332 FAX：059-224-3023

E-mail：seishi@pref.mie.lg.jp